

スクールソーシャルワーカーの拡大を目指して

「ソーシャルワークオフィス テディ」（独立型社会福祉士事務所）

（神奈川県教育委員会・横須賀市教育委員会・鎌倉市教育委員会
スクールソーシャルワーカー）

芦田 正博

私がソーシャルワークと出会ったのは、1986年4月に日本社会事業大学社会福祉学部に入學した時です。入學動機は、自分の祖父が介護を要する状態であり、これからの「高齢化社会」で何かできることはないかを考えたい。中学生～高校生の頃、「荒れた学校」が社会問題化し、自分の周囲でも仲のよかったクラスメイトが、「非行」と言われる課題を背負ってしまったので、自分に何かできないかを考えたいというものでした。

しかし実は、学費が安く両親への負担が少ない大学を選んだ結果、というのが本音です。そんな入學動機ですから、2年生までは正直辛い日々でした。周囲の仲間は、「福祉を学ぼう」という動機をもって入學していたこともあって、疎外感を感じたこともありました。3年生になって、現場実習を横浜市の児童相談所でやらせていただきました。その時に会った、児童福祉司の加藤彰彦先生（現：沖縄大学学長）や、多くの児童福祉司の熱意や素晴らしい実践にふれ、「こういうソーシャルワーカーになりたい」と強く思うようになり、横浜市役所の試験を受け合格しました。横浜市役所職員としては、最初に知的障がい者施設に配属になり、当時生活指導員と呼ばれていた仕事を2年間経験しました。重度の知的障がいに、身体障がいや自閉による行動の課題を抱えた利用者さんとの日々の生活は、学生時代の学びでは知り得なかった、多くの知識と経験を得ることができたと、今も感謝しています。

その後区役所に転勤し、福祉5法担当の現業員として6年間勤務しました。生活保護法以外の事務をひとつおり経験させてもらい、高齢者・障がい者・保育・母子寡婦等多くの制度を知ることができました。また、諸先輩方の素晴らしい実践にふれ、「ソーシャルワーカーの仕事とは何か」等を教えてもらったと思います。そして何より、担当させていただいた地区の、多くの住民の方との出会いは、今も自分の財産となっています。いわゆる「困難ケース」と呼ばれる方々との出会いも多かったのですが、「困難」に一緒に関わっていく

中で、ご本人や家族の辛さや苦しみをはじめ、多くのことを学ばせていただきました。この場をお借りして、感謝を申し上げたいと思います。

区役所勤務の後は、本庁勤務となりました。当時横浜市は、「福祉5法システム」という福祉5法の事務のOA化を開始した直後で、トラブル対応等への対応もありましたが、何より大きかったのは、介護保険法の施行にあわせた、介護保険システムとのインターフェースの設計があります。その後も、児童扶養手当の認定権限の委譲対応、障がい者支援費制度への対応等に関わってきました。市民税システムとのインターフェースの設計では、まさにSEの仕事を経験することもできました。

数年後担当が成年後見制度担当となり、「区長申立（横浜市は市長の申立権を区長に委任しています）事務のマニュアル化」や「成年後見制度利用支援事業」の要綱化等に関わることができました。この時に成年後見制度を勉強し、それも今に生きています。

しかし残念ながら、体調を崩し長期療養を余儀なくされ、2007年1月末をもって横浜市は退職しました。その後母校（日本社会事業大学）の専門職大学院に入学し、1年で修了という厳しい条件の下でソーシャルワークを学び直し、修了後少し経過してから「独立型社会福祉士」を名乗らせていただき、現在に至っています。

今の主な仕事は、「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とします）」「成年後見人」「教える」の3つです。

以下、SSWとしての思いを記していきます。

2008年度に文部科学省の「調査研究事業」として、国庫100%の委託事業として始まった「SSW活用事業」は、わずか1年で国庫1/3の補助事業となってしまいました。このため多くの自治体が、財政難を理由に事業を取りやめてしまいました。私が所属している神奈川県教育委員会は、2009年度に事業化し、現在は5教育事務所で年70日ずつSSWが活動しています。また県教委本庁には、スーパーバイザーを配置しています。2009年度は各教育事務所年40日、2010年度は年35日でしたから、事業としては拡大の傾向です。

またもう一つ、須賀市教育委員会でも2009年度からSSWをしています。同市の事業は当初、「生徒指導」関係の調査研究事業で、スクールソーシャルワークの手法を取り入れた支援の研究、ということでした。2011年度からは、中核市もSSW活用事業の補助対象となり、引き続きSSWとして仕事をさせていただいています。

SSWが関わるこども達は、文部科学省が言う「問題行動」（不登校やいじめ、暴力、非行等）のあるこども達です。しかしその背景には、様々な環境との相互作用の「不調」があります。ネグレクト等「虐待」が背景にあるこどもも、少なくありません。学校でこどもの様子を見て、校長と協議の上その場で虐待通告をしたことも、複数回あります。それほど、こどもを取り巻く現状は厳しいと感じます。また学校として対応しなければならないことも、とても多くかつ厳しいものとなっています。

そしてまた、家族構成員一人ひとりが課題を抱えているこどもとの関わりも、少なくあ

りません。病院のMSWや精神保健関係、地域包括支援センターの社会福祉士との連携も、今や日常茶飯事となっています。

SSW実践の中で、特に虐待対応における「学校のアドバンテージ」を日々感じています。学校には、多くの教員・職員の目があり、多くの目で子ども達を見ることができる「義務教育」という大義名分があることから、家族に積極的に働きかけていけること等が、アドバンテージとしてあると言えます。（文部科学省ホームページ「児童虐待防止と学校」を参照）学校での虐待への適切な対応は、さらなる虐待を防ぎ、子どもを守り、親を守ることになると感じています。学校のアドバンテージを引きだし、虐待だけでなくあらゆる子どもの課題に関わり、少しでも「子どもの最善の利益」となる実践をするのがSSWであると感じていますし、そのような実践を日々目指していかなければと思っています。

また3年間の実践で、行政の福祉部門から、研修等に声をかけていただくことが多くなってきました。神奈川県では、精神保健福祉領域、生活保護領域の研修や研究会に、声をかけていただいています。大変ありがたいことです。

近い将来、学校にSSWがいることが当たり前、と言われる流れを築くことができる実践をすることが、今の自分の使命であると考えています。そのために、日々研鑽を重ね、「いい実践」をできるようにしなければ、と自らを奮い立たせております。そして最終的に、子ども達から、「SSWが必要」と言われるようになったら、本当にうれしいですね。

本会の多くの皆様が、SSWに関心を寄せていただき、学校に関わる仕事があった時には、SSWとの連携を意識してくださることを、お願いしたいと思います。また、SSWがない学校（地域）でしたら、「SSWを配置してください」という声を、教育委員会や広く行政に上げていただけましたら、と願っております。

どうぞよろしく申し上げます。

